

平成16年度
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第2回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成16年各会計定例監査、平成15年度決算審査(出納長所属各会計、公営企業各会計)、平成15年度工事監査、平成15年度財政援助団体等監査、平成15年度事務事業監査、平成15年度行政監査、平成15年度各会計定例監査、平成14年度決算審査(出納長所属各会計、公営企業各会計)、平成14年度行政監査(事業所における庁舎管理事務について)、平成14年度各会計定例監査、平成14年度行政監査(事業評価手法による。)及び平成13年度決算審査(公営企業各会計)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成16年11月22日

東京都監査委員	新藤義彦
同	小林正則
同	三栖賢治
同	筆谷勇

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成16年各会計定例監査	3
平成15年度決算審査（出納長所属各会計）	21
平成15年度決算審査（公営企業各会計）	23
平成15年度工事監査	23
平成15年度財政援助団体等監査	29
平成15年度事務事業監査（「調査研究委託」の実施状況について）	44
平成15年度行政監査	44
平成15年度各会計定例監査	45
平成14年度決算審査（出納長所属各会計）	48
平成14年度決算審査（公営企業各会計）	48
平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）	49
平成14年度各会計定例監査	49
平成14年度行政監査（事業評価手法による。）	50
平成13年度決算審査（公営企業各会計）	51

第1 報告の概要

各種監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置については、表1のとおり、関係機関から通知を受けました。今回、通知を受けた件数は134件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。また、残る88件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上であることや改善策を検討中であることなどにより通知がありませんでした。

(表1) 講じた措置の件数

監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成16年 各会計定例監査 (平成15年度執行分)	平成16.1.19 ~平成16.9.8	指摘	74	-	50	24
		意見・要望	4	-	1	3
		計	78	-	51	27
平成15年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成16.7.21 ~平成16.9.8	指摘	8	-	6	2
		意見・要望	2	-	1	1
		計	10	-	7	3
平成15年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成16.6.1 ~平成16.8.27	指摘	4	-	1	3
		意見・要望	1	-	-	1
		計	5	-	1	4
平成15年度 工事監査	前期:平成15.4.21 ~平成15.7.4 後期:平成15.9.4 ~平成16.4.14	指摘	12	-	12	0
		意見・要望	1	-	0	1
		計	13	-	12	1
平成15年度 財政援助団体等監査	平成15.6.20 ~平成16.5.12	指摘	55	-	45	10
		意見・要望	5	-	2	3
		計	60	-	47	13
平成15年度 事務事業監査	平成15.10.6 ~平成16.2.10	指摘	14	10	1	3
		意見・要望	6	6	-	-
		計	20	16	1	3
平成15年度 行政監査	平成15.10.7 ~平成16.2.10	指摘	-	-	-	-
		意見・要望	8	0	2	6
		計	8	0	2	6
平成15年度 各会計定例監査 (平成14年度執行分)	平成15.1.10 ~平成15.9.9	指摘	50	44	3	3
		意見・要望	5	2	2	1
		計	55	46	5	4
平成14年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成15.7.25 ~平成15.9.9	指摘	9	9	-	0
		意見・要望	6	4	1	1
		計	15	13	1	1
平成14年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成15.6.4 ~平成15.8.6	指摘	3	2	0	1
		意見・要望	5	1	1	3
		計	8	3	1	4
平成14年度 行政監査 (事業所における庁舎管理 事務について)	平成14.11.25 ~平成15.5.7	指摘	31	31	-	-
		意見・要望	30	17	1	12
		計	61	48	1	12
平成14年度 財政援助団体等監査	平成14.4.16 ~平成15.5.7	指摘	36	35	0	1
		意見・要望	4	3	0	1
		計	40	38	0	2
平成14年度 各会計定例監査 (平成13年度執行分)	平成14.4.18 ~平成15.1.15	指摘	57	54	1	2
		意見・要望	4	3	0	1
		計	61	57	1	3
平成14年度 行政監査 (事業評価手法による。)	平成14.9.5 ~平成14.11.22	指摘	-	-	-	-
		意見・要望	12	7	1	4
		計	12	7	1	4
平成13年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成14.6.3 ~平成14.8.23	指摘	-	-	-	-
		意見・要望	8	4	3	1
		計	8	4	3	1
合 計		指摘	353	185	119	49
		意見・要望	101	47	15	39
		計	454	232	134	88

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	公有財産の異動に伴う通知が漏れていたものを改めるなど、執行を適正なものとした。	49件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	契約の事務手続について、事務連絡会において、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。	46件
摘	要綱、規則の改正や新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	新たにマニュアルを作成し再発防止に取り組むなど、事務の手続を適切なものとした。	11件
	その他	-	13件
小 計			119件
意見・要望	事業の効率化などに取り組んだもの	事業実施体制の見直しを行うなど、より効率的で有効な事業展開を図ることとした。	6件
	適切な事務の執行に向けて周知徹底を図ったもの	会計事務の処理方法を改めたもの、会議で契約手続の周知徹底を行ったものなど、事務の執行を適切なものとした。	5件
	その他	-	4件
	小 計		
合 計			134件

〔平成16年各会計定例監査〕

総 務 局

(1) 契約に基づき賃借料の支払を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、都庁第一本庁舎一階総合案内センターに、来庁者向けの情報提供を行う掲示板装置を賃貸借契約締結により設置しており、契約書で物件の使用が一月に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割計算によると規定している。しかしながら、不具合により平成15年9月26日から同年10月15日までの実13日間において運用できなかったにもかかわらず、使用できなかった日数分の賃借料を減額することなく、月額分の全額を支払っている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 使用できなかった日数分の賃借料については、契約業者と協議の上、都に返還させた。

(イ) 借用動産の管理を適切に行うため、以下の点を周知徹底し、再発防止に努めた。

トラブル対応マニュアルの作成

借用動産に故障等のトラブルが発生した場合における、対応方法及び注意事項について、手順を追って確認できるマニュアルを作成し、同様のミスの再発防止を図った。

契約書及び仕様書の確認

トラブル等の発生時には、複数の職員で契約書及び仕様書の内容を十分確認の上、適切な対応を行うよう徹底した。

(2) 契約事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

小笠原支庁は、平成15年度の「小笠原国立公園植生回復調査委託」契約で、学識経験者による検討会の開催を年2回、地元に対する植生回復事業報告会の開催を年度末までに実施することとしているが、当該委託の施行状況について見たところ、学識経験者による第2回目の検討会の開催を平成16年4月21日に実施している、地元に対する植生回復事業報告会の開催を同年5月8日に実施しているなど年度内に終了していないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 定例課長会等を通じて、委託契約の適正工期の確保を図るとともに、適切に進行管理を行うべきことを再度周知徹底した。

(イ) 本件委託契約及び履行期間が年度末にわたる委託契約については、総務課が契約台帳に「要進捗状況確認」の記載をするとともに、担当課は別紙の「委託契約進捗状況報告書」により、契約期間の中間と履行期限1月前に総務課へ報告することで、進捗状況の管理を行い、適切な履行の確保に努める。

財 務 局

(1) 物品の購入契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

建築保全部の保護具 2 件の購入契約について見たところ、それぞれの予定価格が 30 万円未満であるとして、単数の見積書を徴し契約しているが、両契約は、契約日・納入期限が同一日で、かつ、購入物品も保護具と同種のものであり、1 件の契約で行えば予定価格が 30 万円以上となるため、2 人以上の者からの見積書を徴収する随意契約となり競争性の確保が図られる。

イ 講じた措置の概要

平成 16 年 9 月 6 日に部内の契約締結請求課である工務管理課内を中心として、係長会を開催し、監査指摘を十分に踏まえ、今後とも物品の契約事務手続については、経済性・競争性の確保を図ると共に、適正化に努めて行くことを周知徹底した。

主 税 局

(1) 小規模住宅用地に対する特例措置等の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

渋谷都税事務所は、渋谷区代々木五丁目に所在する 2 筆の土地について、小規模住宅用地に対する特例措置等を適用しているが、当該土地に所在した住宅は平成 14 年 9 月 28 日に取り壊され、住宅の敷地の用に供されていないことから、特例措置等を適用すべきでない。この結果、平成 15 年度の固定資産税・都市計画税 56 万 9,047 円が課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

渋谷都税事務所は、平成 16 年 7 月 30 日付けで土地価格等修正決定を行うとともに、同年 8 月 10 日付けで平成 16 年 8 月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を発送した。

(2) 小規模住宅用地に対する特例措置等の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

葛飾都税事務所は、葛飾区亀有五丁目に所在する 2 筆の土地について、小規模住宅用地に対する特例措置等を適用しているが、当該土地に所在した住宅は平成 14 年 10 月 26 日に取り壊され、住宅の敷地の用に供されていないことから、特例措置等を適用すべきでない。また、当該土地が、隣接する既設駐車場 4 筆の土地と一体として駐車場に使用されているにもかかわらず同一画地として評価されていないため、これらの結果、平成 15 年度の固定資産税・都市計画税 20 万 343 円が課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

葛飾都税事務所は、平成16年9月30日付けで土地価格等修正決定を行うとともに、同年10月8日付けで平成16年10月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を発送した。

(3) 事業所税の課税を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

中央都税事務所は、Cにおける事業所税の修正申告書(特例控除による不足税額の修正申告)を受理しているが、当該特例控除の適用を誤っており、平成15年3月期については、事業所税161万4,000円が課税不足、平成14年3月期については、事業所税242万1,000円が課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

中央都税事務所は、不足税額について、当該法人に修正申告をしようようし、平成16年7月16日に修正申告を受理した。

なお、特例控除の法改正及び控除対象期間について、平成16年7月2日から同月16日の事務指導により、内容を職員に改めて周知徹底した。

(4) 無道路地補正の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

品川都税事務所は、品川区東大井三丁目に所在する土地3筆について、それぞれ路線価を付設してある道路に沿接している土地であるにもかかわらず、無道路地として評価していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

品川都税事務所は、平成16年9月30日付けで土地価格等修正決定を行うとともに、同年10月8日付けで平成16年10月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を発送した。

(5) 指名競争入札の事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、自動車二税申告用OCRシステム機器の借入れ契約における事務処理で、9者のリース業者に対し契約内容について仕様を示し、各者が納入を予定するOCR機器について事前に読み取り精度等の性能テストを行った上でそれを審査し、合格機種 of 納入予定をした3者間による指名競争入札を行っているが、指名競争入札参加者指名基準に定められた5者以上を指名していないことは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成16年9月14日に契約担当部署において調整会議を行い、今後の指名競争入札参加者の指名に当たっては、指名競争入札参加者指名基準に定められた5者以上の指名を遵守し、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

生 活 文 化 局

(1) 収入未済金について適切な対応をとるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、「平成6年度美しい東京」の印刷製本請負契約で発生した契約違約金12万1,437円の処理において、債務者に対する平成7年3月31日までの納入通知を行ったが、期限を過ぎても納入されなかった。その後、債務者が平成8年6月1日に消滅した事実等は確認していたものの、平成16年3月30日に催告書を送付するまでの間、債務者への督促等の収入未済金に対する処理が行われていないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

債務者と折衝を行った結果、平成16年7月29日に債務者より時効の援用の申立書が提出され、同年10月に不納欠損処分の手続が完了した。

(2) 印刷物請負契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京ウィメンズプラザにおいて、印刷物請負契約を見たところ、2件の印刷契約において、次のとおり適正を欠くものが認められた。

「東京ウィメンズプラザ施設案内」の印刷契約をCと締結しているが、履行期限後に当該印刷物に使用する写真の撮影をするなど、契約期間内に履行がなされていないにもかかわらず、平成16年5月10日には、Cから契約金額の請求を受け支出している。

「相談職務関係者リーフレット」の印刷契約をDと締結しているが、法律改正の動きを受けて、その内容をリーフレットに反映させることとしたため、平成16年6月になってその印刷を行っており、契約期間内に履行がなされていないにもかかわらず、同年4月28日には、Dから契約金額の請求を受け、支出している。

イ 講じた措置の概要

事実確認後の平成16年7月20日に所内係長会(所長同席)を開催し、請負契約の適正納期の確保を図るとともに、適正に進行管理を行い、今後、このようなことのないよう努めていくことを周知徹底した。また、平成16年9月15日には、全職員が出席する所内事業連絡会において、同様の趣旨を、職員に周知徹底した。

(3) 契約事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

消費生活総合センターにおける物品の購入契約については、各課からの請求を購入品目や履行期限等を勘案し、取りまとめのうえ契約手続を行うこととしているが、購入品目が同種で、履行期限が同日あるいは近接した日付である契約を別々に締結し、単数見積りにより処理されているものが認められた。これらを一つの契約とすれば、予定価格30万円以上となり、二人以上の者から見積書を徴取する随意契約となるところであるが、別々の契約としているのは競争性の確保の観点から適切でない。

イ 講じた措置の概要

規則・通達を遵守し、物品の購入に当たっては安易に契約を分けることがないように周知徹底した。

また物品に限らず、契約の締結時・支払時には契約担当者(2名)、予算担当及び係長が相互に点検を行う等、適切な事務執行が図られる体制を整えた。

都 市 整 備 局

(1) 複数単価契約における契約事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、建設業許可情報電算処理入力データ作成業務を複数の単価契約により委託しているが、単価種別のうち「更新入力データ作成」及び「変更入力データ作成」において、予定単価を上回る見積価格をもって契約していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

契約事務について、今後、このようなことが発生しないよう、常日頃から管理監督の徹底と職員への基本的事項の遵守について厳正に対応した。

(2) 延滞金の調定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

住宅経営部は、都営住宅と併存する分譲店舗等の敷地を店舗所有者に賃貸しており、契約書によると、賃貸料を期限までに支払わないときは延滞金を徴するとされているが、支払期限を経過した賃貸料が納付されたにもかかわらず、延滞金の調定を行っていないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成16年3月23日に歳入調定の処理を行った。今後は、漏れなく適正に歳入調定を行っていく。

(3) 契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

印刷請負契約で随意契約できる予定価格の範囲は、規則により100万円までと規定しているが、総務部が契約手続をしている印刷請負契約について見たところ、予定価格が100万円を超えており、入札で処理すべきところ、随意契約により処理されている不適正なものが見受けられた。

イ 講じた措置の概要

契約事務について、今後、このようなことが発生しないよう、常日頃から管理監督の徹底と職員への基本的事項の遵守について厳正に対応し、また、職員に対し関係規則等の習得を指導徹底した。

環 境 局

(1) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

自然環境部は、Aと平成15年度御蔵島周辺海域利用調整に関する調査委託契約を締結しており、契約書では、アンケート調査を実施し、これについて研究成果報告書を提出することとしているが、提出された研究成果報告書に当該アンケート調査の実施結果について記載されておらず、契約の履行確認が不十分であることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成16年5月25日に部内課長会を開催し、監査指摘を十分踏まえ、履行終了後の成果品等の確認を徹底するなど、委託契約の履行確認を適切に行うよう、周知徹底を図った。

福 祉 保 健 局

(1) 受診券の印刷に係る契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

子ども家庭部は、受診券の様式変更に伴う印刷請負契約をLと締結しており、新規受診券を10,000枚、データ記載受診券(従来の受診券との差し換え分)5,000枚としているが、履行期限前に必要枚数を4,248枚と確定したにもかかわらず、契約変更の手続を行うことなく、契約金額で支払をしたため、15万24円が過大支出となっている。

イ 講じた措置の概要

今後、類似する契約に当たっては、契約締結方法に関して事前に十分な検討を行い、また、その後の状況の変化に迅速かつ適切な対応を図るなど、適正な契約事務を行うように努めることを部内係長会において周知徹底した。

(2) 物品の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

規則では、随意契約によることができる場合の予定価格の額は、財産の買入れ契約については、160万円までと規定しているが、老人医療センターの物品購入契約で、予定価格が160万円を超えているにもかかわらず、随意契約により行っているものが認められた。

イ 講じた措置の概要

事務規則の規程について老人医療センター管理課内で周知徹底し、平成16年度においては適正に処理を行っている。

(3) 改修工事の履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

児童相談センターは、Mと契約を締結している昇降機保守委託の保守点検において、エレベーターのドアモーター、リレー等の部品の損耗が激しく交換の必要があるとの報告を受け、エレベーター改修の工事契約をMと別途締結しており、平成15年9月30日に完了したものとして、同日に履行確認を行い、同年10月7日に工事代金を支払っている。

しかしながら、定期点検報告書では平成15年9月30日ではなく同年11月7日に施工されていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

今後、定例の係長会等であらゆる改修工事の進捗状況を報告・確認するなど、担当のみでなくセンター全体で情報を共有化し、同様な場合の対応については、契約内容の変更や再契約など、適正な契約事務に努め、正確な履行確認を徹底する。

(4) 事務処理のチェック体制を強化すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

八王子児童相談所は、随意契約により職員の貸与被服を購入しているが、起案文書に品名内訳の記入がなく、仕様書も作成されていないことから、品名・規格・数量等を定めないままに総価による予定金額のみで、購入が決定されていること、請書の内訳欄についても、品名・形状寸法・数量・単価の記入が一切なく、総価のみの金額で契約が締結されていること、購入物品が納品されていないにもかかわらず、契約代金が支払われていることなどの状況が認められた。また、所において、貸与被服の購入以外の契約事務等についても不適切な事務処理を

行っているものが多数見受けられた状況は、所内のチェック体制が万全ではなかったことによるものと認められる。

イ 講じた措置の概要

貸与被服については、平成16年6月23日に納品され、同月25日に職員に貸与した。

所の契約事務等については、指摘を踏まえ、適正な経理事務の遂行と事故防止を図るため、事故防止委員会の開催や総点検を実施するなど、重層的な審査・チェック体制の機能強化に努めている。

なお、平成15年度以降の事務手続について、平成16年8月23日に局は事務指導（再点検）を行い、適切な事務処理が行われていることが確認された。

また、局として、自己検査について、検査実務講習会の開催による検査担当者のスキルアップ（9月10日実施）、指摘事項に対する措置状況報告の義務付け及び改善指導の実施、重大な指摘に対する再検査・再指導の実施などの充実・強化を図った。

（5）複数単価契約における契約事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

府中看護専門学校は、学生健康診断業務を複数の単価契約により委託しているが、単価種別のうち「ツベルクリン反応（2回目）」において、予定単価を上回る見積価格をもって契約していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

契約事務の適正化に努めていくとともに、自己検査、自己点検等を活用し、再発防止に努めていく。

なお、平成16年度契約については、予定単価の範囲内で契約締結している。

（6）公共料金支払事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

府中看護専門学校における公共料金の支払に係る事務処理の状況について見たところ、局所において必要な支出決定文書及び特例起案帳票を作成していないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

公共料金の支払については、平成16年度は、適正な事務処理が行われている。今後もこのようなことがないよう、検査員による自己検査、自己点検チェックシートによる自己点検を活用して、適切に処理するよう指導していく。

(7) 資金前渡に係る事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

健康安全研究センターにおける資金前渡に係る事務の処理状況及び前渡金の管理状況について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

(ア) 規則に基づき、輸入食品放射能検査等の6事業について月ごとに所要予定額の前渡金を受けて食材を購入し残額を戻入しているが、必要な額が適切に見積もられていないことから、受けた額の60%を超える前渡金が支出されずに戻入されている。

(イ) 資金の前渡を受けた者は、規則により、10万円以内の現金については保管することができ、また、特に必要があると認めるときは、出納長と協議の上、10万円を超える現金を保管できるとされているが、出納長との協議を行っていないにもかかわらず、10万円を超える現金を長期にわたって保管している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 指摘を受け、平成16年8月から、所要予定額を算出する際に以下の点に留意して、資金の準備を行った。

年間計画に基づく市場調査を十分に行い、輸入により所要する食材については、事前に取扱業者との連絡を十分に行い、調達すべき時期の確保に努めた。

事業実施により前渡金を受けの際に、購入価格の把握を十分に行い、為替レートの変動による差金の発生と未入荷品に対する資金を準備することのないよう努めた。

この結果、支出額に対する戻入額を縮減した。

(イ) 指摘を受け、平成16年度監視計画では、食材の購入にあたり、10万円を超える現金を保管することがないように、現金を準備する際の購入予定金額を精査した。

この結果、平成16年8月以降の現金保管額は、10万円を超えることがなくなった。

今後も購入予定金額の精査を行い、現金保管額は10万円以内とするよう努める。

病 院 経 営 本 部

(1) 個人未収金の債権管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立病院における診療費の個人未収金の管理は、要領に基づき行われているが、広尾病院における平成15年度に発生した個人未収金の債権管理状況について見たところ、納付延期措置申請書がないもの、債権管理票に催告、督促等及び交渉経過を行った旨の記載がないもの、最初の催告、督促等が納付期限から6か月以上も経過しているもの、債権管理票を作成したのみで、その後、何ら回収努力を行っていないものなど、不適正な状況が認められた。

イ 講じた措置の概要

確認したところ、住所不明；7件、帰国外国人；2件、脱院；1件、警察身柄拘束；1件、納入済み；1件、支払手続中；1件である。

平成16年8月現在、全件につき催告を行い、管理票に記載し、32件中7件が収納済みである。

平成16年8月現在、催告・督促・訪問等を行っており（管理票記載済み）、53件中4件が収納済み、2件は分納中である。

平成16年8月現在、催告・督促・訪問等を行っており（管理票記載済み）、21件中6件が収納済み、3件が住所不明となっている。

(2) 契約解除に伴う未収金の発生を防止すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

駒込病院では、平成14年度中に発生した契約違約金100万4,698円が、平成15年度末に未収金として計上されている。しかしながら、この契約違約金が未収金となった過程においては、出納機関にて支払手続中であつた当該契約の契約履行代金163万1,520円の手続の中断が可能であり、契約書に基づき契約違約金と契約履行代金を相殺して、契約違約金を全額回収出来たものである。

イ 講じた措置の概要

平成16年7月2日に関係係長に対して、監査指摘を十分踏まえ、契約解除を行った場合には契約違約金の請求手続等を適正かつ早急に行い、契約違約金としての未収金の発生を未然に防止するよう周知徹底した。

また、本部から各病院に対しては、平成16年8月の定例監査報告書の送付時に、指摘の内容・問題点等につき周知した。

(3) 特定保険医療材料費の請求を適正に行うとともに、再発防止に実効性のある対策を講じるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

各病院において、厚生労働大臣が定める保険医療材料を手術に使用した場合は、医科診療報酬点数表（平成14年厚生労働省告示第71号）により費用の算定方法が定められているが、各病院の診療報酬の請求について見たところ、適正を欠くものが多数見受けられた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 大塚病院において、指摘された件については、平成16年9月29日にレセプトの返戻依頼をしており、戻り次第再請求を行う。

また、平成16年5月26日に関係係長会（庶務課長出席）を開催し、特定保険医療材料の購入価請求について、現行確認方法が不十分であるため、下記のとおり改善すること

を確認し関係部署へ周知徹底した。(平成16年6月1日から実施)

特定保険医療材料の発注・納品があったときには、受注業者が納品書(写)等を直接医事課へ届けることで、入力担当者が予め確認する。

手術室の処置伝票に特注品と表記することを徹底させる。

(イ) 墨東病院において、指摘の2名分については、特定保険医療材料の追加請求を行なうため、平成16年6月15日に東京都国民健康保険団体連合会にレセプトの返戻を依頼した。なお、平成16年9月13日現在、1名分の返戻があり、同年10月10日に追加請求を行う。他1名分については、返戻があり次第追加請求する。

平成16年5月に関係委員会等で責任者に指導徹底するとともに、同年7月末には再度、関係者(医師、委託職員)に対して、文書により徹底を図った。

医事課において、平成16年5月分から用度係の特材購入伝票とレセプトの突合を実施している。

(ウ) 清瀬小児病院において、平成16年1月22日の人工心肺を使用した心臓手術に伴うセルセイパー回路の診療報酬の請求漏れに対し、同年5月19日に診療報酬支払基金に対し当該診療報酬明細書の返戻手続を行い、返戻された時点で再請求を行う。

また、今後の再発防止策として、用度係から納品書のコピーをもらうようにし、レセプト点検時にチェックを行うことで請求漏れ防止を図るよう改めた。

(エ) 豊島病院において、指摘された3件については平成16年6月15日及び同年7月12日にレセプトの返戻依頼をしており、返戻され次第再請求の予定である。

そのうち2件については、請求担当者の誤認に基づき請求した事例であることから、院内職員、委託業者に周知徹底を図るため、「保険診療講習会」を平成16年9月28日に実施した。

また、残りの1件については、用度係と医事課との連絡不足によるものであったため、納品時に納品伝票のコピーを用度係から医事課にももらうこととし、請求漏れ防止に努めている。

(4) 修繕に当たり関連する保守委託契約の内容を確認すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

駒込病院は、医療ガス配管設備の保守委託契約を締結しているBと、当該保守委託契約とは別に医療用空気圧縮機他2点の修理契約を締結している。しかしながら、この修繕契約においては、保守委託契約でBの費用負担により交換すべき定価1万5,000円未満の部品の交換についても、当該修繕契約に含めてしまったため、43万395円が不経済支出となっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成16年7月2日に関係係長に対して、監査指摘を十分踏まえ、修繕に当たっては関連する保守委託等の内容を十分に確認の上、契約を適切に行うよう周知徹底した。

本部から各病院に対しては、平成16年8月の定例監査報告書の送付時に、指摘の内容・問題点等につき周知した。

また、医療ガス配管設備の保守委託契約に係る、15,000円未満の部品及び機能点検時の交換部品の費用負担経費については、平成16年10月に受託業者から返還された。

(5) 設備管理業務に係る委託契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

豊島病院は、電気、空調、給排水などの設備の日常・定期点検、保守等を行う設備管理業務委託契約を締結しているDと、当該設備管理業務委託契約とは別に熱電併給設備(=コージェネレーション)点検整備委託契約を締結している。しかしながら、点検整備委託契約において実施した点検項目と、設備管理業務委託契約において直近に実施している定期点検の項目とで重複している、設備管理業務委託契約において一定の稼働時間毎に実施している定期点検の項目が、点検整備委託契約を実施したことで過剰なものとなっていることから合計で583万2,960円が不経済支出となっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成16年度においては、設備管理業務委託契約において標準点検順序により概ね1,000時間毎に、A点検(5月25日から5月27日まで実施)、C点検(9月9日から9月11日まで実施)、A点検(1月実施予定)、B点検(3月実施予定)を行うこととしており、適正な履行管理を行っている。

また、本部から各病院に対しては、平成16年8月に、指摘の内容・問題点等につき周知した。

産 業 労 働 局

(1) 収入未済金の処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

商工部が処理しているDに係る未納の時間外使用料等については、相手方と連絡不能となったことから、調査等を行った後に督促状を送付したところ返戻されたため、公示送達を行っているが、公示送達以後、2年以上所在確認の再調査を行っていないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

東京都立産業貿易センターの収入未済金については、平成16年5月に当該法人の登記履歴事項証明書により法人登記・法人代表者の再確認を行うとともに、法人登記所在地の現地確認を行った。また同時に、法人代表取締役について住民票により住所を確認し、配達証明郵便を送付した。

その結果、依然として法人登記所在地に会社の実態がないこと、また法人代表者に変動がなく、住民票住所に住んでいないことを確認した。

建設局

(1) 早急に電線共同溝整備計画を定めるとともに建設負担金を徴収すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

道路管理者は、法により電線共同溝を整備すべき道路について、共同溝の占用予定者の意見を聴いて電線共同溝整備計画を定め、建設を行わなければならないとされており、占用予定者は、整備計画に応じた建設負担金を定められた期限までに納付しなければならないとされている。しかしながら、第一建設事務所及び北多摩北部建設事務所は、共同溝の設置を伴う工事を実施しているが、整備計画を定めておらず、占用予定者が負担すべき建設負担金についても徴収されていない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 第一建設事務所(14・放25後楽)においては、電線共同溝整備計画を平成16年3月22日に策定し、建設負担金を同月30日に各電線管理者に請求し、同年4月30日までに徴収を完了した。

(イ) 北多摩北部建設事務所(小平3・8・8)については、電線共同溝整備計画を平成16年3月26日に策定し、建設負担金を同月29日に各電線管理者に対し請求し、同年4月30日までに徴収を完了した。

また、指摘を踏まえて、共同溝建設に当たっての法定手続の遵守について、平成16年5月6日開催の局庶務担当係長会において周知徹底を図った。

港湾局

(1) 海上公園施設使用料等に係る保証金の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港防災事務所は、条例により大井ふ頭中央海浜公園食堂をAに管理許可したが、Aから営業打ち切り願いが提出されたことから、管理許可の取り消しをしている。施行規則によれば、管理許可に係る保証金は、許可を受けた者が納付すべき金額を納付しないときは、当該納付すべき金額に充当する、としているが、この際発生していた滞納金に保証金を充当すべきところ行っていない。

イ 講じた措置の概要

海上公園施設使用料に係る保証金については、平成16年6月7日に滞納金への充当処理を行った。

交 通 局

(1) 料金箱収入を適切に調定すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成15年度の下半期に係る料金箱収入の調定事務について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- (ア) 南千住自動車営業所及び同営業所青戸支所において、計数データが出力されている金種別集計表を確認する必要な帳簿類が保存されていない。
- (イ) 乗客が誤った金額を料金機に投入するなど、過払いとなった料金が収納されている場合は、自動料金精算装置により精算し、過払金を料金箱収入から控除すべきところ、北自動車営業所では、精算する前に料金箱から過払金を取り出している。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 南千住自動車営業所及び同青戸支所については、営業所の監査終了後、帳票類を適切に管理するよう指導した。また、平成16年6月9日の所長会において、全営業所に適切な帳票類管理を行うよう指示した。
- (イ) 北自動車営業所については、監査終了後、平成15年8月20日付「料金機の十円玉排出ボタン機能の停止に伴う措置について」により、取扱いの周知徹底を指導した。また、平成16年6月9日の所長会において、全営業所にこの取扱いの再徹底を指示した。

水 道 局

(1) 未収金等の債権管理事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局の管理している未収金等の債権について事務処理状況を見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- (ア) 渋谷営業所では、未納となっていた水道料金2件について、履行延期特約を締結しているが、支払期日が経過して支払がないにもかかわらず、何ら交渉を行わないまま申込者が所在不明となり徴収停止とした。
- (イ) 世田谷西営業所では、未納となっている給水工事収入について催告書を送付した後に電話催告していたが、それ以降、特に申込者に対して徴収努力を行わないまま時効が完成してい

る。

- (ウ) 金町浄水管理事務所は、Aが破産宣告を受けたため同社との業務委託契約を解除したが、同日付けで、契約違約金の債権額が確定していたにもかかわらず、破産債権の届出期間内に債権の届出を行わなかったため、債権回収の機会を失った。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 平成16年5月から同年7月までの間に全営業所に対して訪問指導を行った。
渋谷営業所については、平成16年5月11日に訪問し、営業事務取扱手続きに基づき、債権管理事務処理を適切に行うよう指導、徹底した。
- (イ) 平成16年5月から同年7月までの間に全営業所に対して訪問指導を行った。
世田谷西営業所については、平成16年5月18日に訪問し、給水工費の債権管理を営業事務取扱手続きに基づき適切に行うよう指導、徹底した。
- (ウ) 平成16年6月30日に浄水部系列経理係長会を開催し、監査指摘を十分踏まえ、会社が破産申立をした後の事務処理について、適正に行うように周知徹底を図った。
また、所においても、平成16年7月8日に連絡会を開催し、同様に周知徹底を図った。

(2) 単価契約による工事の実施について改善すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

給水部が締結している、「水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)」及び「配水管小規模整備工事請負単価契約」について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- (ア) 水道緊急工事単価契約は、「工事着手日指定書」により個別工事を発注しているが、工事内容の具体的な指示が明記されておらず、検査・履行確認が行えない。
- (イ) 南部第二支所は、世田谷区が行う仮称勝国寺通りの拡幅等にあわせて、既設水道管の布設替えを行う際に、区との連絡調整が不十分であったことから、水道緊急工事単価契約による割高な工事によって実施せざるを得なくなった

イ 講じた措置の概要

- (ア) 平成16年4月15日の平成16年度単価契約関連業務説明会(局研修所)において、工事着手日指定書に工事内容の記入と図面を添付し、検査・履行確認が確実にできるよう周知徹底した。
- (イ) 平成16年7月14日の第2回維持係長会(北部支所会議室)において、道路管理者工事に伴う水道工事を行う場合には、関係者との連絡調整を密に行い、適切な進行管理を実施するとともに、その工事の発注については慎重を期すことを周知徹底した。

(3) 参加費の会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

水源管理事務所では、一泊二日で行う森林保全体験学習会を実施しており、参加者から参加

費を徴し宿泊費の一部に充てることとしているが、水源管理事務所の事業として実施しているにもかかわらず、参加費を局の収入として計上していない。

イ 講じた措置の概要

平成16年7月7日付16水浄管第206号「森林保全体験学習会及び多摩川水系上下流交流会に伴う参加費の取扱いについて」を定め、公金として適正な会計処理を行うこととした。

(4) 災害対策住宅における管理職員用住宅の運用方法について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部が運用している上高田災害対策住宅は、平成9年3月の設置当初において、設置戸数12戸のうち6戸は災害発生当初に都災害対策本部等に詰める管理職員を入居させるとしていたが、平成9年11月に運用方法を変更し、当分の間、指定管理職員6名が2名3班体制により一週間交替で待機することとなり、引き続き当該運用方法が継続して適用されているため、4戸は空室となっており、有効に利用されていない。

イ 講じた措置の概要

管理職員の待機の運用については、平成16年3月31日付けで「東京都水道局災害対策職員住宅待機要綱」を定め、同年6月1日から本局課長級職員(指定待機管理職員)を2名一組で毎日交替の待機とし、2DKタイプの6戸のうち2戸を待機室とする運用を図った。

残りの4戸については、平成16年3月31日付けで「東京都水道局災害対策職員住宅入居要綱」を変更し、一般職員災害住宅(居住型)として同年7月1日付けで入居希望者を募集している。

下 水 道 局

(1) 督促を適正に行い徴収に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

業務部は工業用水道に係る下水道料金の調定、収納を行っているが、その督促の状況について見たところ、法で定められる下水道料金等を納期限までに納めない者があるときは、長は期限を指定して督促しなければならないとされているにもかかわらず、滞納者の一部に対して督促を行っていないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

下水道料金等の未納者に対しては、催告を行いその徴収に努めているところであるが、滞納者が24人あったため、それらに対し、再度、納付について催告を行った。

その結果17人が滞納金額を全額納付し、1人が完納予定となった。このほかの滞納者6人については、解散した者、破産した者（債権額を破産管財人に請求）を除く4人（滞納金額合計4,145万余円）に対して、平成16年8月12日に督促を行った。

（2）未収金に係る会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

南部建設事務所は、国道15号線蒲田立体交差事業実施設計委託契約を締結したAが破産宣告を受けたことに伴い、当該契約を解除し発生した契約違約金について、破産管財人に請求している。ところで、所は、配当がある旨の通知を破産管財人から受けたことから、契約違約金の調定を取消し、配当額について調定を行い収入しているが、未収金となる契約違約金と配当額の差額については、不納欠損処分を行うべきものであるにもかかわらず、調定を取消し債権が発生しなかったこととする処理を行っていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

会計処理については、平成16年9月27日付16下経会第256号により、不納欠損処分を行う処理方法を各部所に通知し、未収金にかかる会計処理方法の周知徹底を行った。

（3）行政財産の使用許可に伴う使用料の算定等を適切に行い、収入の確保を図るべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

経理部が行っている行政財産の使用許可に伴う、平成15年度における使用料の算定等について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

（ア）部は、日本ビル庁舎の一部をBに対し事務室として使用許可しているが、事務室の条件に応じて定めている使用料単価の適用を誤った結果、使用料584万7,756円が徴収不足となっている。

（イ）部は、新河岸東処理場（右岸）用地の一部をBに対し駐車場用地として使用許可しているが、使用許可の対象範囲に含めるべき通路部分等を誤って除外した結果、使用料453万9,264円が徴収不足となっている。

（ウ）部は、新河岸東処理場（右岸）用地の一部をBに対し駐車場用地として使用許可しているが、処理場とは別区画の土地である当該用地を評価対象区画として使用料単価を算定すべきところ、処理場を評価対象区画として算定された使用料単価により使用料が算出されている。

イ 講じた措置の概要

（ア）当該行政財産の使用料単価が事務室bとなっている部分については、使用料単価の適用を事務室aに訂正するとともに、徴収不足となった使用料584万7,756円を平成16年3月に請求し、同年4月7日に入金を確認した。

（イ）使用許可範囲から除外していた通路部分等（1,452.12m²）については、駐車場の専用通路となっていることから、使用許可面積に合算し、使用料の訂正を行うとともに、

徴収不足となった使用料453万9,264円を平成16年3月に請求し、同年4月7日に
入金を確認した。

(ウ) 使用料の算定については、平成16年度から一画地ごとに評価する方法に改めた。

その結果、使用料は、271万4,508円となった。

(4) 委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

流域下水道本部は、Cと締結している清瀬処理場場内整備実施設計委託契約で設計完了後に
図書を提出することとしているが、一部の図書が納品されていない状況となっているにもかか
わらず、委託完了と認め契約代金全額を支払っている。

イ 講じた措置の概要

委託契約に係る履行確認について、平成16年7月12日付下経会第180号により、納
品の確認等に際し委託内容及び履行内容を十分に精査するよう、検査、監督部所に周知徹底
を行った。

教 育 庁

(1) 各学校間にまたがる一括処理可能な契約事務について、効率的に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

葛西工業高等学校外9校は、学校ごとにAと随意契約により委託契約を締結しているが、1
0件の契約ともほぼ同時期に締結され、委託業務の内容や履行期限は同じであることから、分
割して契約すべき特段の理由はなく効率性を欠いている。

イ 講じた措置の概要

契約事務処理の効率化については、部内において「効率性」「公平性」「确实性」等を踏
まえた検討を行い、次のとおり契約処理の改善を進めている。

学校との連携を強化し、予算措置を含めた効率的な契約の業務改善を図っていく。

学校に臨時的予算配付を行うに当たっては、他校から類似内容の申請が行われていない
か、チェックを励行する。

〔平成15年度決算審査（出納長所属各会計）〕

財 務 局

（1）公有財産について＜建 物＞

ア 監査結果の内容

建物490.71m²（旧品川清掃事務所西五反田分室）が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成16年8月16日に増減異動データ通知書により財務局財産運用部総合調整課情報管理係に通知し、財産の抹消（削除）の処理手続を依頼した。

また、上記情報管理係において、速やかに処理した。

生 活 文 化 局

（1）物品について

ア 監査結果の内容

物品1点（庭園美術館の彫刻）に登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年8月23日付けで規則により物品受入通知書を作成し、同日付けで備品登録を行ったところである。

都 市 整 備 局

（1）公有財産について＜建 物＞

ア 監査結果の内容

建物4,790.08m²（第3清瀬中里住宅）が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

過大な登載の原因となった財産異動報告の遅延がないように、部内及び各住宅建設事務所に対し、平成16年9月13日付けで今後適正な事務処理を徹底するよう指導した。

除却工事進捗状況等の情報の共有化を行い、チェック体制を強化するため、担当部署へ資料を送付（平成16年9月6日）し、異動増減報告書により通知した。

産 業 労 働 局

(1) 物品について

ア 監査結果の内容

物品 8 点（産業技術研究所の超音波研磨装置ほか 7 点）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

当該物品について、物品管理システムへの登録漏れが確認された時点で速やかに登録を行った。

中 央 卸 売 市 場

(1) 物品について

ア 監査結果の内容

物品 8 点（食肉市場のエアーのこぎり 8 台）が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成 16 年 8 月 2 日に財務会計システムにおける修正登録を行い、当該物品を重要備品以外の物品に変更した。

教 育 庁

(1) 公有財産について< 無体財産権 >

ア 監査結果の内容

著作権 1 件（類縁機関名簿）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

「類縁機関名簿」が著作権の登載漏れとなっていることについては、財産台帳及び著作権管理台帳に平成 16 年 8 月 20 日付けで登載した。

(2) 給食施設補助に係る補助金申請を確実に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

教育庁は、立川養護学校校舎改築工事において給食施設の整備を行ったが、この施設整備に係る公立学校施設整備費補助について、事業計画書等の書類を期限までに国へ提出しなかったため、補助金の申請を行うことができず補助対象事業にもかかわらず補助が受けられなかった。

イ 講じた措置の概要

補助金申請業務の処理に当たっては、所管の高等学校教育課、義務教育心身障害教育課及び学校健康推進課において、業務確認、調整等連携を強化し、進行管理を徹底する。

また、国（文部科学省）との連携を一層図り、適格な事務処理に努める。

なお、平成16年度の同事業の国庫補助金の申請については、適正に処理している。

〔平成15年度決算審査（公営企業各会計）〕

交 通 局

（1）会計処理を適正に行うべきもの（電気事業会計）

ア 監査結果の内容（要約）

局は、発電所が所在する奥多摩町に対して、法に基づき市町村交付金4,126万9,900円を交付しているが、当該交付金は消費税の課税対象外であり、交付金の全額を費用として計上すべきところ課税取引として処理したことから、費用が196万5,233円過少となっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年度の費用として過少となっている196万5,233円について、平成16年度決算にて過年度修正損として損金経理し、修正処理を行った。

〔平成15年度工事監査〕

総 務 局

（1）落石防止網工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

道路災害防除工事（母の^{ひょうごだいりふ}2）評議平のうち、金網設置工事の積算について見ると、局基準では、局単価に定めのない材料を使用する場合は、物価資料のほかその他の調査資料、見積り等により過大とならないように決定するものとしているが、本工事の金網の材料単価は、物価資料の単価に比べて割高な見積りによる単価を採用したため、積算額約113万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年8月13日に小笠原支庁内の関係係長会を開催し、今後の積算及びチェックを確実にを行うよう周知をした。

平成15年9月17日に支庁内において再発防止方策の説明会を実施し、積算方法の確認とチェック体制の見直し・強化について周知徹底した。

財 務 局

(1) 養生費の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立立川養護学校(13)改築工事のうち、渡り廊下を除いた校舎棟の養生費の積算について見ると、誤った単価を使用したため、積算額約481万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月16日に所管部内の設計担当課合同の関係係長会において、指摘事項の説明及び再発防止について意見交換を行い、適正な積算に努めていくことを周知徹底した。

なお、指摘の件については、平成15年10月10日付けの契約変更により、減額是正を行った。

産 業 労 働 局

(1) コンクリート工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

上川環境防災林整備工事のうち、^{たにどめこう}谷止工のコンクリート工事の積算について見ると、単価設定に当たり、打設10m³ごとの費用にコンクリート圧送管の組立・撤去費1回分の費用を含めているが、局基準によれば、本工事の場合、1回分を計上すれば足りるものであり、積算額約155万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年12月3日に工事設計積算ミスの防止マニュアルを作成し、同月19日に工事関係職員の全体会において、マニュアルに基づき再発防止に取り組むよう周知徹底した。

都 市 整 備 局

(1) 高額機器を含む工事の現場管理費等の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都営住宅14M-107・801東(平和台二丁目第3)屋内電気設備工事のうち、現場管理費等の積算について見ると、設計では、高額機器である緊急通報用主監視盤の価格を含めた工事費に定められた率を乗じて算出しているが、局基準によれば、高額機器の価格を除いた工事費を基に算出するとしていることから、積算額約76万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年12月10日に電気係長会議を開催し、指摘内容の確認と注意点について周知徹底した。

また、再発防止のため、平成16年4月1日付けで電気設備積算要領に高額機器の品名を記載し、諸経費計算の確認を容易にした。

なお、指摘の件については、平成16年1月14日付けの契約変更により、減額是正を行った。

建 設 局

(1) アンカー工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

神田川整備工事(その34)のうち、仮設鋼材を既設構造物に緊結するアンカー工事の積算について見ると、誤ってアンカー1箇所当たりのボルト本数を8倍して単価設定しているため、積算額約237万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年4月14日に所内工事課全体会議、同年7月16日に局の河川事業工事係長会を開催し、再発防止に向け慎重な積算及び確実なチェックを行うよう周知徹底した。

なお、指摘の件については、平成16年8月30日付けの契約変更により減額是正を行った。

交 通 局

(1) すき取り等の土量の算出を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

馬込車両基地整備第二期(建築)工事のうち、外構工事における舗装部分のすき取り等の土量について見ると、すき取る必要のない路床改良部分を含めるなど、誤って算出したため、すき取り、建設発生土運搬及び処分などの積算額約1,091万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年3月15日付けで部内関係課長に対し、複数人による照査を徹底するよう通知した。これを受け、各担当課長は職員に対し、再発防止に向け、設計内容を十分把握し、慎重な積算及び確実な照査を行うよう周知徹底した。また、平成16年4月9日には部長会を開催し、照査体制の強化等による再発防止の徹底を確認した。

なお、指摘の件については、平成15年12月10日付けの契約変更により、減額是正を行った。

(2) 仮舗装工事の施工管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

荒川線大日坂下軌道施設改良工事のうち、仮舗装工事について見ると、設計では、改良部分仮舗装を行うこととしており、施工においては、一部の仮舗装を行わず、代替として板材による仮通路の設置等を行ったとしているが、変更に伴う必要な手続を行っておらず、また、それを確認できる工事記録写真等の施工関係図書が十分整備されていない。

イ 講じた措置の概要

検討会を設置して原因を究明し、平成15年12月15日に再発防止策をまとめ、同月26日に部の工事適正化委員会で関係課長に周知した。各担当課長は、課内会議で所属職員に再発防止策を周知徹底するとともに、特に条件変更時における施工管理を適正に行うよう注意喚起した。

水 道 局

(1) 点検歩廊用手すりの積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

朝霞浄水場濃縮槽(5・6号)及び調整槽(3・4号)等改良工事のうち、点検歩廊用手すりの積算について見ると、手すり設置延長を誤って二重に集計するなどしたため、積算額約104万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年6月19日に局の設計担当者会（係長級）を開催して、設計審査の確実な取組を図ることとした。

また、平成15年7月22日から同月28日までの間にかけて、朝霞浄水場ほか7事業所において、工事の設計を適切に行うため、設計施工の事業所説明会を開催し、チェックシートを活用した設計審査の確実な履行を周知徹底した。

(2) ポンプ設備工事の施工管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

板橋区立城北公園外16箇所震災対策用応急給水施設設備改良工事のうち、給水ポンプの設計について見ると、羽根車の材質をステンレス鋼と特記しているが、局基準で、機器の製作に先立ち詳細仕様等を明記した承諾図書を提出させ承諾するとなっているにもかかわらず、材質が確認できない承諾図書を承諾し、設計と異なる青銅製羽根車の給水ポンプで施工している

イ 講じた措置の概要

平成15年6月19日に局の設計担当者会（係長級）を開催して、承諾図書の確認、材料検査の実行等、確実な取組を図ることとした。

また、平成15年7月22日から同月28日に、8事業所において、工事の施工管理を適切に行うため、設計施工の事業所説明会を開催し、工事施工中のチェック体制の確立と確実な履行を周知徹底した。

下 水 道 局

(1) 開口部補強工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩川上流雨水幹線その5の2工事のうち、下水道^{かんきょ}管渠等の開口部補強工事の積算について見ると、小型鉄骨工事の工場加工費とは別に工場間接費を計上しているが、局基準によれば、本工事で採用した小型鉄骨工事の工場加工費は工場間接費を含んでいることから、積算額約164万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年7月31日に設計基準担当者会議を開催し、監査の結果を踏まえ、再発防止に向けた的確な積算及びチェックを行うよう周知徹底した。また、平成15年11月10日から同月12日にかけて、設計、工事に携わる職員を対象に職場研修を実施し、設計・積算の知識を深め、より精度が高い、慎重な積算を行うよう徹底した。

なお、指摘の件については、平成15年8月8日付けの契約変更により減額是正を行った。

東京消防庁

(1) 整地費の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

豊洲訓練場外構その他撤去工事のうち、舗装撤去跡の整地費の積算について見ると、平均高低差 $GL \pm 15 \text{ cm}$ を整地するものとして単価を設定しているが、本工事の場合は、表面を均す程度の整地で十分であり、現場においてもそのように施工されているため、積算額約 447 万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月24日に、課内係長会議及び係内会議を開催し、再発防止に向け慎重な積算及び照査体制の強化を周知徹底した。

また、平成16年4月19日には部長連絡会を開催し、照査体制の強化等による再発防止について確認した。これを受け、平成16年5月18日から同月24日にかけて5回の施設関係事務説明会を開催し、工事の設計・積算にあたっては施工内容を十分把握し、慎重に行うよう、庁内関係職員に周知徹底した。

(2) 特命随意契約による工事の積算を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、ヘリコプターテレビ電送システム装置の移設工事を、局基準や局単価によるほか、特命随意契約を締結する相手方から徴した見積りを参考に内容を査定した上で積算し、予定価格とほぼ同額で契約しているが、作業終了後に提出された作業日報を見ると、見積り条件、作業内容等の精査が不十分であったことから、機器移設費の積算で算定している作業延べ人数と実際の作業延べ人数とが約3倍と大きくかけ離れており、機器移設費が割高なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月27日に、見積りの取扱いなど契約事務に伴う留意事項を、課職員に周知徹底した。

また、平成16年4月19日には部長連絡会を開催し、照査体制の強化等による再発防止について確認した。これを受け、平成16年5月18日から同月24日にかけて5回の施設関係事務説明会を開催し、特命随意契約による工事の積算における留意点等について、庁内関係職員に周知徹底した。

〔平成15年度財政援助団体等監査〕

生活文化局

(学校法人100団体)

(1) 授業料減免の手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人保隣教育財団の保善高等学校では、授業料減免規程に定められた減免手続を取らず、都から補助金の交付を受けた後に、保護者に一旦納付させた授業料の減免額として保護者へ還付していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

当該減免の手続については、平成16年度は該当者がいないものの、再発防止のため、平成16年1月に理事長より職員へ周知徹底した。

(2) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人沖永学園の帝京八王子高等学校が財団法人東京都私学財団から3年後に償還する条件で借り入れている貸付金について、その返済期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものは、基準で長期借入金収入に計上するとされているにもかかわらず、預り金収入として計上している。

イ 講じた措置の概要

指摘に係る会計処理については、平成15年度は科目修正を行った。平成16年度については、適正に行われている。

(3) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人善永学園の光輪幼稚園が母の会から寄付申込書に基づき収入している園児教育の研究費について、寄付申込書に基づく収入は、基準で寄付金収入に計上するものとされているにもかかわらず、平成13年度、平成14年度は雑収入として計上している。

イ 講じた措置の概要

指摘に係る会計処理については、平成15年度より適正に行われている。

(4) 人件費の支出を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人根津育英会では、武蔵中学校の教諭1名が、平成13年5月28日以降、監査日現在まで欠勤となっているにもかかわらず、所定の給与に通勤手当を含めて支給している。

イ 講じた措置の概要

当該手当については、平成16年2月をもって通勤手当の支給を停止しており、現在、支給をしていない。

(5) 都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都内生就学補助の交付額決定の基となる都内在住生徒数の算定に当たり、学校法人早稲田大学の早稲田大学高等学院では、補助対象外の生徒を加えて申請した結果、補助金13万5,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

都内生就学補助に係る都内在住生徒数の誤りにより過大に交付された補助金について学校法人早稲田大学は、平成16年3月30日付けで返還した。

(6) 国際化推進補助に係る補助対象生徒の把握を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

国際化推進補助の交付額決定の基となる補助対象生徒数の算定に当たり、各学校法人では、補助対象外の生徒を加えてそれぞれ申請した結果、次のとおり適切でない事例が認められた。

(ア) 学校法人暁星学園の暁星中学校において、補助対象とした10名のうちの1名については帰国後3年を超えており、その結果、補助金9万円が過大に交付されている。

(イ) 学校法人普連土学園の普連土学園高等学校において、補助対象とした6名のうちの1名については帰国後3年を超えており、その結果、補助金9万円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 国際化推進補助に係る補助対象生徒数の誤りにより過大に交付された補助金について学校法人暁星学園は、平成16年3月19日付けで返還した。

(イ) 国際化推進補助に係る補助対象生徒数の誤りにより過大に交付された補助金について学校法人普連土学園は、平成16年3月17日付けで返還した。

また、局は、平成16年度の私立学校教育助成金調査表(B表)の「注」欄の帰国年月の要件に下線を付すとともに、私立学校教育助成金調査表(B表)記入の手引きについても海外勤務帰国子女の要件をゴシック体で記載し更に帰国年月の要件に下線を付すなど、補助要件である在留期間及び帰国年月を強調し補助金の適正な審査、執行を図ることとした。

(7) 補助金の申請を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助の交付額決定の基となる補助対象生徒数の算定に当たり、学校法人日本放送協会学園の日本放送協会学園高等学校では、補助対象となる生徒の補助要件を確認せずに申請した結果、補助金754万8,000円が過大に交付されている。また、現行の補助申請書等の様式は、補助対象となる生徒の補助要件を確認できるものとはなっていない。

イ 講じた措置の概要

平成14年度に学校法人日本放送協会学園に対して過大に交付された補助金については、平成16年2月10日に都へ全額返還された。

また、補助申請等の様式の改善については、現行の実績報告書内において、補助事業者に給与実人員の学年別内訳を報告させていることから、今年度から、実績報告書提出時に実績報告書に記載された学年別の給与人員の補助要件該当性を在職証明書や履修状況が分かる書類で確認するよう審査方法を改めることにより、審査の適正を確保する。

都 市 整 備 局

(株式会社東京スタジアム)

(1) 財産を適切に管理すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、会社から東京スタジアム等施設の譲渡を受けこれを会社は無償貸与しており、契約書によると、譲渡及び貸与の対象となる物件は、競技場、商業施設及びこれらに関連する付帯設備となっているが、運営に当たって会社が利用している物品の一部は、施設と一体不可分なものではないことから、スタジアム施設と別個の財産として取り扱うべきである。

イ 講じた措置の概要

会社は無償で貸し付けるスタジアム本体とは別個の財産である多目的競技場内付属物として、平成15年12月22日付「契約書の一部変更契約」の締結により、その帰属を明らかにし、管理の適正化を図った。

(首都高速道路公団)

(2) 料金收受業務の委託契約について

ア 監査結果の内容(要約)

公団は、首都高速道路の料金所における「料金收受業務」の委託契約について、競争性の確

保を図るため、平成10年度から従来の特定会社への随意契約を見直し、公募型指名競争入札を採用している。平成15年11月の契約からは応募資格条件を変更しているが、一定の経験者の配置を求めた応募資格条件が付された契約については、新規参入が無いことから、今回の応募資格条件の変更内容では、未だ、不十分なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

料金收受業務委託契約の応募資格条件については、平成17年度発注から大幅に条件の緩和を図るため、一部の条件を撤廃することで新規参入を促進させ、競争性の確保を図った。

(3) 基準改訂にあたり周知徹底等を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公団が実施する舗装改良工事に使用する導水管については、従来、基準で金属製品を使用することとしていたものを、平成12年に改訂し性能を満たせば材質は問わないとしたが、高速5号池袋線における舗装改良工事では、割高な金属製品の単価で設計・積算している。

イ 講じた措置の概要

排水性舗装に使用する導水管の単価設定については、樹脂製品の単価に見直し、平成15年9月1日付けで単価改定を行い、関係部局に通知した。

また、平成16年9月21日に基準関係者による積算基準改訂ワーキングを設置し、設計施工基準の改訂に当たっては、関連する設計単価表の的確な整備や関係者への周知徹底を図ることとした。

(東京都住宅供給公社)

(4) 都営住宅管理業務委託を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都住宅供給公社と都営住宅管理業務委託契約を締結しているが、都営住宅でないにもかかわらず、住宅局旧小石川庁舎の取壊し等を管理業務として委託し、当該契約の委託料として支出している。

イ 講じた措置の概要

今後、公社への管理業務委託に当たっては、監査の指摘を十分踏まえ、適正な執行に努めていくよう徹底した。

(5) 都営住宅管理業務委託を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、都、小平市及び公社の間で締結された協定に基づいて、三者の共用施設の維持管理

を実施しており、協定では公社に対して都及び小平市が負担割合に応じた負担金を支払うとしている。しかしながら、局は、都営住宅管理委託業務の一部として当該共用施設の維持管理費用総額を公社に支出しており、この委託に伴う間接経費については局が負担している。

イ 講じた措置の概要

当該施設の維持管理については、平成15年度から協定どおり公社が維持管理業務を実施するように改め、都は負担割合に応じて負担金を支出した。

また、過払いであった間接経費については、平成15年度に公社から返還済みである。

(6) 公の施設の管理委託契約に係る交付資金の執行状況を把握し、適切な資金の交付を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、条例に基づく公の施設の管理委託契約を公社と締結しており、契約書では、都が承認した四半期ごとの委託業務執行計画書に基づき、公社から月ごとの請求を受けて分割概算払により資金を交付しているが、1か月ごとの執行状況を確認せずに資金を交付していることから、多額の残額が生じている。

イ 講じた措置の概要

公社への委託料の支払については、平成15年度の第4四半期から請求の際に資金残高を確認した上で支払うよう改めた。

また、平成16年度からは、契約書において資金残高報告を義務付け、適切な資金の交付に努めている。

(7) 契約事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社の契約事務について見たところ、次のような不適正な事例が認められた。

(ア) 公社の契約規程によると、随意契約は、予定価格の範囲内で最も有利な者を契約の相手方としなければならないとしているが、公社は、予定価格が100万1,000円の保安警備業務委託契約について、予定価格を上回る100万5,950円で締結している。

(イ) 公社は、Bと締結した住宅更新計画の調査企画業務の委託契約について、2回の契約変更を行っているが、平成14年11月29日付けで行った2回目の契約変更は、1回目の変更で平成14年10月31日とした履行期限を過ぎていることから、契約変更によらず別途契約を締結すべきものである。

(ウ) 公社の契約規程によると、相手方の責により契約を解除したときは違約金として徴収できるよう約定しておかなければならないとしているが、公社は、都民住宅MFビル総合管理業務委託契約について、違約金等に関する事項を契約書に記載していないことから、当該契約を相手方の責により解除したにもかかわらず違約金を徴収していない。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 見積り合わせの際に、予定価格と照合のうえ採用者を決定することを徹底することとし、このことの確認として、見積経過調書に照合確認の押印欄を設け、再発防止に向け適正な処理を行うよう周知徹底した。
- (イ) 適正な契約処理を職員に徹底させるため、契約制度等に関する研修を実施（平成15年12月及び平成16年5月）し、契約関係書類に関する内部検査（平成16年3月及び同年7月）を実施した。
- (ウ) 管理業務委託標準契約書を平成15年度末までに改訂し、平成16年4月以降、違約金等に関する事項を記載した新たな標準契約書で順次契約を締結している。

(8) 土工事の契約変更を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

会社は、平成13年度（仮称）仲六郷（第1期）賃貸住宅建築工事のうち土工事の設計において、埋戻しに必要な土量の現場発生土を工事敷地内に仮置きすることが困難なため、約半分は購入土として積算しているが、施工管理においては、全発生土を敷地内に仮置きし埋戻すとした施工計画書を承諾しており、事前に契約変更に向けた協議を行うべきところ、これを行わないまま平成14年11月に施工が完了している。

イ 講じた措置の概要

平成16年2月18日付けで関係課長に対し、監査の指摘について内容を通知し、今後の適正な契約変更手続の実施について周知徹底を図った。

なお、指摘の件については、平成15年12月10日付けの契約変更により、減額是正を行った。

(9) 借地権利金に係る会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

会社の決算諸表について見たところ、収益として計上すべきものについて、次のとおり適正でない事例が認められた。

- (ア) 都民住宅トミンタワー東雲駐車場の借地権利金に係る都負担金8億3,561万5,150円を平成10年度に受け入れているが、長期預り金（固定負債）として計上している。
- (イ) 土地賃借権付分譲住宅の譲渡等に伴い、土地賃貸借契約を締結し、分譲住宅の購入者から借地権を設定するために、借地権利金15億6,864万1,374円を受け入れているが、長期前受金（固定負債）として計上している。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 当該負担金については、返還の必要がない資金の受入れであり、受入時点で収益計上すべきであるという指摘内容に即し、平成15年度決算において、前期損益修正処理を行った。

(イ)当該借地権利金については、返還の必要がない資金の受入れであり、受入時点で収益すべきであるという指摘内容に即し、平成15年度決算において、前期損益修正処理を行った。

福 祉 保 健 局

(医療法人財団厚生協会)

(1) 補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都精神障害者社会復帰施設運営費等補助金交付要綱に基づき、医療法人財団厚生協会に対し、精神障害者社会復帰施設である生活訓練施設「ねくすと」を運営するための補助金を交付しているが、実績報告等について見たところ、施設利用者の宿泊事業について、補助対象経費とならない交通費等を対象経費に含めている、ホームページ作成等の委託料について、経理帳簿と金額が異なっているなど補助金が47万2,000円過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

監査後、再度、厚生協会からの事業実績報告を審査し、同協会より説明を受けた結果、指摘事項が確認されたので、平成16年2月6日付15健サ精第1199号により、厚生協会に対して、指摘分の補助金交付決定の取消し及び補助金の返還命令を通知した。

その結果、平成16年2月10日付けで厚生協会より返還金の納付があった。

今後は、補助申請及び実績報告について適正な審査を行うとともに、事業者に対し、指導検査などを通して補助対象経費について周知するなど、適正な執行に努める。

(医療法人社団竹口病院)

(2) 補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都介護療養型医療施設設備整備費補助金交付要綱に基づき、医療法人社団竹口病院に対し、介護療養型医療施設設備の整備を行うための補助金を交付しているが、補助対象期間の前年度に自己資金で購入した車椅子が、補助対象になるものとして実績報告をした結果、補助金が30万6,000円過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

事業実績報告等を再度、適切に審査した結果、補助金において整備した車椅子については、購入契約の解約、返品が行われており、補助事業が遂行されたと認められないため、交付要

綱に基づき、竹口病院に対して交付決定の一部取消しを平成16年1月7日に行い、取消しに係る補助金の返還を同日付けで命じ、同月14日付けで納付させた。

(医療法人社団成和会)

(3) 補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、院内保育事業運営費補助金交付要綱に基づき、医療法人社団成和会に対し、院内保育施設運営のための補助金を交付しているが、24時間保育に係る補助加算日数の算定を誤って報告した結果、1万1,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大に交付された補助金の返還については、補助事業者から平成15年10月14日に実績報告書の再提出及び改善報告書を提出させた。

平成15年12月16日付けで本補助金の確定額の変更を行い、補助事業者からは同月24日付けにて返還処理を行った。

なお、平成16年度の実施に先立って、平成16年9月22日に補助事業者に対し本事業の説明会を実施した。説明会では、24時間保育加算算定の注意点を記載した通知及び様式の記入例を配布するなどして、補助事業者が適正に申請及び報告を行うよう指導した。

(社会福祉法人清朗会)

(4) 施設・設備を補助金交付目的に沿って適正に使用するよう指導するとともに、当初目的外用途へ転用する場合の手續等について周知徹底を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、児童福祉施設等整備費補助要綱に基づき、社会福祉法人清朗会に対して、補助金を交付しているが、次のとおり適切でない事例が認められた。

(ア) 初年度備品、大型遊具等の購入にかかる補助金を交付しているが、要綱に規定されている知事の事前承認を受けることなく、園児用大型遊具ログハウスを補助目的外の園庭内の物置に転用していた。

(イ) 一時保育室を設置するための加算補助金を交付しているが、法及び施行規則に規定されている知事への事前の届出をすることなく、一時保育室を2歳児室と交換していた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 園児用大型ログハウスについては、平成15年12月2日から遊具として適正に使用している。

(イ) 清朗会の一時保育室の2歳児室への転用については、当該法人から児童福祉施設内容

変更届が平成16年3月26日付けで提出され、処理済みである。

局は、社会福祉法人等に対して、平成16年6月3日及び同年8月25日に開催した保育所施設整備説明会において、指摘を踏まえ、適正な事務処理を行うよう指導した。

(社会福祉法人福田会)

(5) 過大に交付された補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人福田会に対して、知的障害児施設宮代学園の運営のための補助金を交付しているが、補助金交付申請時から補助対象に変更が生じたにもかかわらず変更交付申請を行っていないため、重度障害児加算分にかかる補助金が53万9,000円過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

福祉局は、社会福祉法人福田会あて、平成14年度交付補助金の事業実績報告の提出を求めたところ、平成15年6月5日付けの文書により報告があった。局において、実績報告内容を精査したところ、都に返還すべき額が生じたので、平成15年11月26日付15福障施第1090号により額の確定を行い、超過交付額の返還を命じた。

福田会は、平成16年1月9日付けで補助金を返還している。

局は、補助金審査の一層の適正化に努める。

(社会福祉法人黎明会)

(6) 経理規程を遵守し物品購入契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、保護施設設備整備費(業務省力化設備)都補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人黎明会に対し、パソコン機器等を購入するための補助金を交付しているが、法人の経理規程では160万円以上の物品等の買い入れは競争入札に付すものとされているにもかかわらず、A社1社のみから見積書を徴収し、約930万円の契約を締結している。

イ 講じた措置の概要

黎明会では、平成16年5月28日に施設長会議を開催し、指摘を十分に踏まえ、経理規程を遵守し物品購入契約を行うことを各施設長に対し周知徹底した。

局は、団体における契約事務の適正な処理を行わせるため、経理規定の遵守等の指導監督を行うこととする。

(社会福祉法人武蔵野会)

(7) 公の施設に設置した喫茶室の運営にかかる経理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都練馬福祉園の管理を、社会福祉法人武蔵野会に委託しているが、委託料の経理に当たっては、契約書により特別会計を設けて処理しなければならないとされているにもかかわらず、特別会計へ計上することなく処理しているものなどが認められた。

イ 講じた措置の概要

局の指導により、武蔵野会は、平成16年4月1日から喫茶室の経理について金銭出納簿を備え、施設の預金口座に入金し、特別会計へ計上している。

(学校法人順天堂)

(8) 医療センター職員の飲食代等について返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都江東高齢者医療センターの管理を、学校法人順天堂に委託しているが、契約書により当該委託料を医療センターの運営以外の目的に使用してはならないとされているにもかかわらず、医療センターの運営に必要な経費とは認められない職員の飲食代等を、運営費のうちの管理費雑費として計上し委託料に含めている。

イ 講じた措置の概要

指摘のあった委託料として不適切な支出については、平成16年2月4日付けで順天堂から納付され、既に返還済みである。

また、医療センターの管理運営に係る委託実績報告については、局が実地検査等により、適切に審査を行っている。

(財団法人東京都保健医療公社)

(9) 会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社の決算書を見たところ、次のように会計処理に適正を欠く点が見受けられた。

(ア) 計算書類に対する注記では、「消費税の会計処理については、税抜き方式を採用している。」と記載されており、収支計算書は税抜き額で表示されているが、貸借対照表及び正味財産増減計算書は税込み額で表示されている。

(イ) 東部地域病院では、平成13年度に宿舍借り上げのため敷金51万2,000円を支出しているが、病院会計収支計算書では計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

(ア)平成15年度決算書では、貸借対照表及び正味財産増減計算書を税抜き額で表示した。

(イ)計上漏れとなった敷金については、平成15年度決算において、過年度分の費用計上漏れとして特別損失(過年度損益修正損)に計上し、会計処理を行った。

また、防止策として、課長会や係長会を活用し周知徹底を図り、公社内の自己検査等を通じて、適正な会計処理に今後も努めていく。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(10)補助金の交付については是正のための適切な措置を講ずべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、平成14年度東京都社会福祉総合学院事業費補助要綱に基づき、社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対し補助金を交付しているが、地方自治法によれば、補助金の交付については、あくまで「公益上必要がある場合に」できるものとなっていることから、収益を目的とした施設の貸付事業の開始に当たって課税される事業所税を支払うための当該補助金は、公益上必要がある場合に該当するものとは認められない。

イ 講じた措置の概要

平成16年3月26日付15福生地第2157号により当該補助金の交付決定を取消し、平成16年4月21日に既交付額を返還させ、是正した。

(11)契約及び支払に係る事務手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア)千葉福祉園では、園内診療所の診療報酬請求事務等の委託契約をAと締結しているが、当該契約の予定価額を2万7,758円超過して54,8万4,024円で締結している。

(イ)七生福祉園では、健康管理検査委託契約をBと締結しているが、支払にあたり、適正な単価及び数量に基づいて請求されているかを十分確認しなかったことから、過誤払いとなっているものが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア)平成15年12月10日に「合同事業所長会」を開催し、会計責任者(施設長)として適切な契約事務手続を行い、その公正性と経済性の確保を図るよう周知徹底した。

(イ)平成15年12月3日にB社に対し過払い金の返還を求め、同年12月11日にB社より当該金額の返還を受けた。

さらに、平成15年12月11日に「契約事務説明会」を開催し、契約担当職員に対し、適切な契約事務手続を行うよう周知徹底した。

(1 2) 小口現金及び仮払金に係る事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 事業団が経理規程で定めている小口現金の制度は、常用雑費や日用品の購入など複数の使用用途に対して、柔軟に対処することを目的として設けられたものであるが、購入に当たっては職員の私費による立替えを予定していないにもかかわらず、七生福祉園の生活寮では職員の立替えが常態化している。

(イ) 事業団が経理規程で定めている仮払金の制度は、その事案1件ごとに使用目的及び内容が特定されている場合に限り前渡できるものとされているが、東村山福祉園では、仮払金としての要件を満たしていないにもかかわらず、小口現金として取り扱うものとされている常用雑費等の購入資金を各寮に前渡している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 職員の立替えあるいは勤務時間外における物品等購入を避けるため、当該施設においては、日用品等において、カタログ購入方式を採用することにより是正した。

なお、平成15年12月10日に「合同事業所長会」を開催し、会計責任者(施設長)として適切な契約事務手続を行い、その公正性と経済性の確保を図るよう周知徹底した。

さらに、平成15年12月11日に「契約事務説明会」を開催し、契約担当職員に対し、適切な契約事務手続を行うよう周知徹底した。

(イ) 当該施設では、平成15年9月24日付けの文書により「生活棟運営経費の扱いについて」を制定し、小口現金を主体とし、仮払金及び契約による支払を併用することにより、適正な会計処理に改善を行った。

(1 3) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

企業会計原則によれば、1年を超える債務は、固定負債として経理するものとされているにもかかわらず、事業団は、平成14年度の収益事業会計の貸借対照表において、ことの定期建物賃貸借契約により受け入れた敷金1,800万円を、「流動負債」の「預り金」に計上している。

イ 講じた措置の概要

監査指摘を踏まえ、平成15年度決算報告書「社会福祉総合学院収益事業会計 貸借対照表」において、企業会計原則に従い、「固定負債(その他の固定負債)」に計上を行った。

(1 4) 診療報酬の徴収に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団は、東京都障害者(児)施設の管理委託契約に基づき、東村山福祉園及び千葉福祉園における健康保険法に基づく療養に要する費用の徴収業務を局から受託している。

- (ア) 会計基準及び経理規程に基づいて、徴収した診療報酬を預り金として総勘定元帳ほかの会計帳簿に記帳するなどの会計処理を行わなければならないにもかかわらず、事業団は行っていない。
- (イ) 実施要領に基づいて、各園で徴収する額を収入した日から5日以内に都に納付することとされているにもかかわらず、東村山福祉園では平成15年2月21日及び平成15年2月24日に収入した額を平成15年3月20日に1か月遅れて都に納付している。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 指摘を踏まえ、平成16年度受入分より、「流動負債」の「預り金」として、会計処理を行っている。
- (イ) 指摘を踏まえ、管理委託契約条項を遵守し、適正に会計処理を行っている。
なお、平成15年12月10日に「合同事業所長会」を開催し、会計責任者（施設長）として適切な会計事務手続を行うよう周知徹底した。

産 業 労 働 局

(財団法人中小企業振興公社)

(1) 補助金を廃止すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都創造的技術開発助成事業事務補助金交付要綱に基づき、公社が行う同事業の事務に必要な経費を補助しており、同要綱によると、当該事務補助金の交付対象は、東京都創造的技術開発助成金実施要領に規定する事務を実施するために必要な経費とし、事業の周知に関する事などを規定している。しかしながら、関連事業の実施状況等の変化に伴い、事務のほとんどは局が行っており、公社は、事務の一部を補完的に行っているのみで、当該事務補助金の意義や目的が失われている状況が認められる。

イ 講じた措置の概要

東京都創造的技術開発助成事業事務補助金については、平成16年度から、事業実施状況の変化等を勘案し廃止することとした。

また、平成15年度の事務補助金を返還させた。

(2) 補助金に係る交付決定取消及び返還請求並びに返還に係る措置を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団法人東京都中小企業振興公社が実施する東京都中小企業振興基金事業補助に係る補助金について、対象事業者の不正受給があり、公社が助成金の交付決定取消し及び全額返還請求(約

1,400万円)を行っているにもかかわらず、産業労働局は補助金交付要綱に基づく知事の交付決定取消し及び返還請求を行っていない。また当該補助金に係る事業者からの返還状況は、誓約時の計画と異なり極めて些少なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

会社に対し、平成16年3月31日付けで交付決定の一部取消と当該取消部分に係る補助金返還請求を行った結果、同年4月12日付けで既返還分を除いた額について一括返還された。一方、会社は、定期的に対象事業者の経営状況を把握するとともに、返済金額の増額交渉を行うなどし、不正受給額の早期回収に努めることとしている。

建設局

(東京都道路公社)

(1) 管理事務所の清掃業務費について適切な費用負担を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、日本道路公団東京第三管理局と締結している協定に基づき、稲城大橋有料道路・稲城料金所の料金收受業務をAに委託し、会社は受託者Aの料金所収受員が常駐している事務所の年間清掃業務をBに委託している。しかしながら、料金收受業務委託費の中で、料金所ブースの清掃費や光熱水費の一部が公団の負担となっているにもかかわらず、当該清掃業務費は、料金收受業務委託費の中に含まれておらず、全て会社の負担となっている。

イ 講じた措置の概要

監査結果を踏まえ、「合併徴収に関する協定」の主旨に基づいて清掃費の費用負担の見直しを行い、平成16年度は、それを反映させた料金收受業務契約を締結した。

港湾局

(八丈島空港ターミナル株式会社)

(1) 会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の財務諸表について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

(ア) 会社の貸借対照表では、勘定科目「長期預り金」に関連会社からの借入金が含まれているが、当該借入金については、返済の期限が明確に決定されていること及び利息を支払うこと

になっていること等から、勘定科目を「長期借入金」として計上すべきである。

- (イ) 企業会計原則注解では、未払費用は一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものをいうとされているが、会社の貸借対照表では、同原則によらず、継続的に役務の提供を受けない屋上防水工事の未払の建物建設代金を未払費用に計上している。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 会計処理を適切に行うべきものについては、勘定科目を「長期借入金」として計上するよう指導し、長期借入金として計上している。
- (イ) 会計処理を適切に行うべきものについては、企業会計原則に基づき、その性質を示す適当な科目である未払金として計上するよう指導し、未払金として計上している。

(東京臨海熱供給株式会社)

(2) 適正な契約事務を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の契約事務について見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。

- (ア) 本社応接室用備品の購入については、Aと随意契約を約274万円で締結するに当たり、契約書の作成を省略し請書を徴しているが、会社の契約規程によると、物品の買入で契約書の作成を省略できるのは契約金額150万円未満のものとされている。
- (イ) 応接室及び玄関用調度品の購入については、契約書の作成等を省略し支払請求書のみによって約60万の代金を支払っているが、当該契約は、契約規程で契約書の作成及び請書またはこれに準ずるものの徴取を省略することが認められている軽微な契約とはいえない。
- (ウ) 顧客等への配布用社名入りカレンダーの作成について、早期納期設定が可能であることを理由としてBと特命随意契約しているが、履行期限内に納品されておらず、特命による契約の趣旨にも沿っていない。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 平成15年10月7日に会社内において幹部会を開催し、監査指摘を十分踏まえ、物品の買入で契約書の作成を省略できる契約金額(150万円未満)を再確認し、会社の契約規程にのっとった適正な契約手続を遵守するよう周知徹底した。
- (イ)「請書等の徴取について」により、請書等の徴取を省略できる物品等の購入金額を明確化し、適正な契約手続を行うよう社内に周知徹底した。
- (ウ) 平成15年10月7日に会社内において幹部会を開催し、監査指摘を十分踏まえ、日頃から物品等の納入業者に対し、履行期限等契約条件を遵守するよう周知徹底した。

〔平成15年度事務事業監査（「調査研究委託」の実施状況について）〕

建設局

（1）沿道整備計画を円滑に進めるよう、地元区との調整を十分に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

沿道整備道路指定のため調査委託を行ったが、地元区の動向を的確に把握しないまま事業を進めたため、調査後約3年経っているにもかかわらず、地元区との協議が行われない状況となっている。調査委託の成果を活かしつつ、沿道整備計画が円滑に進むよう地元区との調整に努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第5条第3項に基づく、沿道整備道路の指定のための事務手続きとして、平成16年4月に地元区に対して協議を行い、同年7月に同意の回答を得た。

今後、国土交通大臣への協議（同法第5条第1項）等を行い、平成17年3月に指定の手続を完了する予定である。

〔平成15年度行政監査〕

環境局

（1）河川・海面清掃事業について

ア 監査結果の内容（要約）

河川清掃及び海面清掃は、環境局及び港湾局がそれぞれ財団法人東京都環境整備公社と財団法人東京港埠頭公社とに委託して独自に実施しているが、清掃船の相互乗り入れ等を図ることによって、両清掃のより効率的な執行が期待できる。両局は、船舶の特性・機能、清掃区域等を勘案した効率的な執行方法について、今後、具体的に協議していくことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

環境局としては、平成16年度から呑川、海老取川への配船船舶基地を厩橋から潮見に変更し、清掃作業船の移動距離の短縮を図った。

また、平成16年2月から、効率的な執行方法について、港湾局と協議を開始した。

しかし、河川での不法係留等により、港湾局所有の清掃作業船の幅員では、港湾局との相互乗り入れは行えないことが判明した。

港 湾 局

(1) 河川・海面清掃事業について

ア 監査結果の内容(要約)

河川清掃及び海面清掃は、環境局及び港湾局がそれぞれ財団法人東京都環境整備公社と財団法人東京港埠頭公社とに委託して独自に実施しているが、清掃船の相互乗り入れ等を図ることによって、両清掃のより効率的な執行が期待できる。両局は、船舶の特性・機能、清掃区域等を勘案した効率的な執行方法について、今後、具体的に協議していくことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成16年2月から、効率的な執行方法について、環境局と協議を行った結果、清掃船の相互乗り入れを行わないこととした。

監査指摘の運河では、浮遊ごみは問題になるほどの量でないことから、局直営の監視船で対応することとした。

その他の区域については、作業頻度に応じて通常と特別の作業区域に分けて財団法人東京港埠頭公社に作業委託することとした。

なお、作業委託料(契約目途額)では、9,417千円の経費削減が図られた。

〔平成15年度各会計定例監査〕

都 市 整 備 局

(1) 損失補償返還金の調定を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

基準によると、当該年度中に履行期限の到来する債権については歳入として調定することとされているが、民間住宅部では、履行期限が到来している損失補償返還金1億1,753万5,309円を債権として管理している。

イ 講じた措置の概要

東京都個人住宅建設資金融資あっせん制度に基づき譲り受けた債権については、平成16年3月に7件、同年7月に10件の調定を行った。また、残る2件については、毎月の返済によることから、その都度調定を行っている。

福 祉 保 健 局

(1) 事業概要の印刷作成を早期に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

北療育医療センターでは、事業計画等の広報を目的とし、事業概要を印刷作成しているが、平成14年度事業概要について特段の理由がないにもかかわらず作成が著しく遅延している状況が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成16年版事業概要については、早期作成へ周知徹底を図り、平成16年9月7日に契約締結(納期限9月30日)した。

病 院 経 営 本 部

(1) 特定保険医療材料費の請求を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料を使用した場合の手術の費用は、医科診療報酬点数表(平成14年厚生労働省告示第71号)により算定方法が定められているが、各病院の診療報酬の請求について見たところ、

広尾病院 534,000円

駒込病院 628,600円

松沢病院 79,200円

が請求不足となっている。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた件については、レセプトの返戻が遅れているものを除き、再請求を完了した。

また、各病院においては、

納品業者あるいは用度係から納品時の納品伝票の写しを医事課にも提出する

委託業者に納品伝票の写しを回付するとともに、入力内容を医事課に報告させることとし、請求漏れ防止に取り組んでいる。

水 道 局

(1) 公設民営の社会福祉施設に対する料金減額の取扱いについて検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、条例及び協定により水道及び下水道料金の減額を行っているが、平成10年11月より減額の対象とは認めないとした公設民営の社会福祉施設のうち、既に減額を行っていた施設については引き続き減額を行っているため、申請時期により減額の取扱いが異なるものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成16年4月7日に各施設に対し、同月9日に所管官公庁に対し、すでに減免措置が適用されている公設民営の社会福祉施設(67件)については平成17年3月31日までに減免措置の適用を打ち切る旨の通知を行った。

下 水 道 局

(1) 基準の設定について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

下水道料金については、条例により水道の使用水量をもって使用者より徴収しており、製氷業その他の営業で使用する水の量と排除する汚水の量が著しく異なる場合には、申告に基づき審査し使用水量から減量して認定するとしているが、この減量認定には審査基準が設けられていないため、排除されない水量の多寡にかかわらず申告があった全件が認定されている。

イ 講じた措置の概要

減量認定の審査基準の設定については、平成16年7月1日付けで東京都下水道条例施行規程(昭和37年下水管規程第28号)に審査基準を定めた。

〔平成14年度決算審査（出納長所属各会計）〕

都 市 整 備 局

（1）延滞利子の確定及び調定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容

局が実施している住宅建設資金及び公共事業の施行に伴う移転資金の貸付金については、条例により、納入期限を経過した貸付金（元金）の収入があった時点で、延滞日数に応じた延滞利子を確定し調定を行わなければならないとされている。

しかしながら、一般会計189件及び都営住宅等事業会計98件の事例については、納入時点での延滞利子の確定及び調定を行っていないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

東京都住宅建設資金貸付条例及び公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例に基づく貸付金に係る延滞利子については、平成16年3月末に調定を行った。

〔平成14年度決算審査（公営企業各会計）〕

交 通 局

（1）構内営業事業について

ア 監査結果の内容（要約）

局は、平成12年度に「都営地下鉄有効活用調査委託」（以下「有効活用調査」という。）により

大江戸線環状部を除く都営地下鉄全駅の有効活用可能な空間の抽出

テナント企業への出店動向の調査

等を実施し、77駅の138か所についておおむね1万3,800㎡の有効活用可能な空間があることを把握している。

しかしながら、局は、テナント企業から出店要望があった場合など一部を除き、有効活用可能な空間にかかる具体的な出店可能性を検討していないため、有効活用可能な空間について、テナント企業に対する誘致活動を行っていない。

イ 講じた措置の概要

公募等により積極的に出店者を誘致する方式に対応するため、平成16年4月から構内営業業務の専任の係を設けた。

駅への出店可能性は、平成12年度の調査を踏まえ、駅周辺や駅利用者の現況について調査をするとともに、駅構内へ出店可能と思われる企業に対し聞き取り調査を実施するなどの取組を行っている。

現在、局の駅構内等改良工事（バリアフリー化工事、防災改良工事）の実施計画と整合を図りながら出店を進めており、既に今年度は浅草線新橋駅に1店舗、三田線日比谷駅に2店舗の計3店舗を出店した。これらを含め年度内に10店舗以上の出店を予定している。

〔平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）〕

福 祉 保 健 局

（1）適切に点字ブロックを設置するよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

今回実地監査対象とした事業所のうち、多摩川保健所ほか3所において点字ブロックが設置されておらず、また、町田保健所において、点字ブロックを庁舎内の所々に不連続に設置している状況が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成16年10月1日に予算措置を行い、工事については、同月8日に町田保健所において契約し、同月中に完了した。

〔平成14年度各会計定例監査〕

港 湾 局

（1）木材用荷役設備に係る使用料の取扱いを適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

木材ふ頭のうち、岸壁の整備については、事業者が整備費用の3割を負担する特別整備事業方式により整備したもので、この事業者負担分は、基本協定で事業者Aが分割負担とすることとし、野積場等の使用料と合わせた総合使用料として徴収している。

しかしながら、港湾経営部は、Aからの申請に対して使用料を減額し、これにより分割負担金が減額されたこととなるが、木材用荷役設備における部分的使用許可に係る方針において、岸壁整備に係る使用者負担金分については、返還総額を変更しないものとし、別途覚書を締結

するとしているにもかかわらず、覚書が取り交わされていない、岸壁整備は一般会計の事業であり、事業者負担分についても一般会計の収入であるが、分割負担分が総合使用料に含まれているため、港湾設備使用料として港湾事業会計が一括して収入している。

イ 講じた措置の概要

岸壁整備に係る特別整備事業の使用者負担分の考え方及び平成11年3月から減額している特別整備事業の使用者負担分の徴収時期等について双方合意の上、平成16年4月8日付けで覚書を締結した。

現在、港湾事業会計で収入している岸壁整備費の事業者負担金については、港湾事業会計が準公営企業会計化した平成12年度以降について一般会計に繰り入れることとし、平成12年度から平成15年度分について過年度支出として平成16年8月に処理を行った。

〔平成14年度行政監査（事業評価手法による。）〕

福 祉 保 健 局

（1）重症心身障害児（者）対策事業について

ア 監査結果の内容（要約）

局は、限られた施設を有効に活用するため、施設に空きが生じた場合速やかに入所できるよう、その方法について検討する必要がある。

局は、在宅支援事業のニーズに応えるため、各事業の実施状況等を検証し必要に応じた事業の展開を図っていくことが望まれる。また、緊急入所事業及び短期体験入所事業については、区市町村等との連絡を密にし、事業が円滑に移行されるよう努める必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成16年5月より、隔月開催であった重症心身障害児（者）入所等選考委員会を、欠員の生じた時期によっては臨時に開催することにし、入所決定までの期間を短縮する改善をした。これにより最大92日間選考期間を要していたものが、最大62日間と30日間の期間短縮が図られた。今後も関係機関との連携を図り施設の有効活用に努めていく。

〔平成13年度決算審査（公営企業各会計）〕

中央卸売市場

（1）小型特殊自動車の電動化について（中央卸売市場会計）

ア 監査結果の内容（要約）

市場内を走行する小型特殊自動車について、今後、電動化を環境対策の一環として進めていくために、全市場での環境調査を実施し現状を明らかにし、環境改善計画を作成するとともに、小型特殊自動車の新規導入、更新に当たっては原則として電動車以外の登録は認めない、駐車場料金等が電動化へのマイナス誘因とならないよう小型特殊自動車の保管場所、保管方法について検討するなど、実効性のある措置を講じるべきである。

イ 講じた措置の概要

市場内の環境実態を把握するため、平成14年度においては3市場、平成15年度は8市場で場内大気環境測定を実施した。

また、小型特殊自動車の電動化及び市場内の環境改善を促進するため、局内に検討委員会を設置し、平成16年6月「小型特殊自動車電動化推進方針」を策定した。平成16年6月29日付けでその方針を各市場、各業界団体に通知するとともに、説明会を開催して周知徹底を行った。

港 湾 局

（2）散水設備の管理運営について（港湾事業会計）

ア 監査結果の内容（要約）

中央防波堤内側ばら物ふ頭において、局は、一般粉じん発生施設設置者として、防じんフェンスの設置と散水車による散水を行うとしているが、散水車はその導入目的に照らして適切に使用されていないこと、適宜、適切に散水車を使用することを利用者に対して指導・監督していないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

一般粉じん発生施設の届出書にある施設の使用及び管理の方法について、散水車による散水を粉塵が飛散しやすい時に散水する内容に変更した。施設の使用料金についても、変更した届出内容に則したものとするため、条例を改正し、1日単位から1時間単位に変更した。

下 水 道 局

(1) 温室効果ガスの排出削減への取組について (下水道事業会計)

ア 監査結果の内容 (要約)

局は、「下水道構想 2 0 0 1 」において、平成 1 6 年度の温室効果ガス削減量を平成 1 1 年度の発生量の 3 % としており、平成 1 2 年度において既に目標を達成したとしているが、平成 1 2 年度以降の総排出量推計値が設定されていないことから、今後の汚泥全量焼却などにより排出量の増加が見込まれる中で、総排出量の抑制による地球温暖化防止の効果が確認できない。

イ 講じた措置の概要

温室効果ガス排出削減の計画については、自主的かつ積極的な地球温暖化防止対策を推進するため、下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン 2 0 0 4 」を平成 1 6 年 9 月に策定した。